ニ　残高が次に掲げる金額のうちいずれか多い金額以下である貸付債権の取得

(1)　一億円を下らない金額で主務省令で定める金額から、当該取得の前における当該貸付債権の債務者である本邦に主たる事務所を有する法人に対する金銭の貸付けの残高及び他のものから取得した当該法人に対する貸付債権（イからハまでに規定する貸付債権を除く。(2)において同じ。）の残高の合計額を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあつては、零）

(2)　当該取得の後における当該貸付債権の債務者である本邦に主たる事務所を有する法人の負債の額として主務省令で定める額の百分の五十に相当する金額から、当該取得の前における当該法人に対する金銭の貸付けの残高、他のものから取得した当該法人に対する貸付債権の残高及び当該法人（会社に限る。）が発行した社債で当該取得をしたものが所有するものの残高との合計額（当該取得をしたものを第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等がした当該法人に対する金銭の貸付けの残高、当該非居住者等が他のものから取得した当該法人に対する貸付債権の残高及び当該非居住者等が所有する当該法人（会社に限る。）が発行した社債の残高の合計額を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあつては、零）

八　会社の発行する社債でその募集が非居住者等のうち特定のものに対してされるものの取得。ただし、次のいずれかに該当する社債の取得を除く。

イ　銀行業を営む者又は第十五項第一号若しくは第三号に掲げる者が業として行う社債の取得

ロ　法第二十六条第一項第三号、第四号又は第五号に掲げるものが行う本邦通貨をもつて表示される社債の取得

ハ　取得の日から元本の償還の日までの期間が一年以下である社債の取得

ニ　取得の金額が次に掲げる金額のうちいずれか多い金額以下である社債の取得

(1)　一億円を下らない金額で主務省令で定める金額から、当該社債の取得の前において当該社債の取得をしたものが所有する当該会社が発行した社債の残高の金額を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあつては、零）

(2)　当該社債の取得の後における当該会社の負債の額として主務省令で定める額の百分の五十に相当する金額から、当該社債の取得の前において所有する当該会社が発行した社債の残高、当該社債の取得をしたものによる当該会社に対する金銭の貸付けの残高及び当該社債の取得をしたものが他のものから取得した当該会社に対する貸付債権（前号イからハまでに規定する貸付債権を除く。以下この(2)において同じ。）の残高の合計額（当該社債の取得をしたものを第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が所有する当該会社が発行した社債の残高、当該非居住者等が行つた当該会社に対する金銭の貸付けの残高及び当該非居住者等が他のものから取得した当該会社に対する貸付債権の残高の合計額を含む。）を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあつては、零）

ホ　その他主務省令で定める社債の取得

九　外国議決権の取得であつて、当該取得をしたものが直接に保有する出資証券所有法人等（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を所有する外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合類似団体の構成員が当該特定組合類似団体の財産として当該出資証券を所有する場合は、当該特定組合類似団体）をいう。以下同じ。）の外国議決権（当該取得をしたものが当該出資証券所有法人等の事業活動を支配する目的を有する場合にあつては、当該取得をしたものが外国議決権行使等権限を保有する場合における当該外国議決権行使等権限を含む。）の数と、当該取得をしたものを第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものに該当することとなる非居住者等が直接に保有する当該出資証券所有法人等の外国議決権（当該取得をしたものが当該出資証券所有法人等の事業活動を支配する目的を有する場合にあつては、当該非居住者等が外国議決権行使等権限を保有する場合における当該外国議決権行使等権限に係る外国議決権を含む。）の数とを合計した外国議決権の数（その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数）の当該出資証券所有法人等の外国議決権の総数に占める割合が、新たに百分の五十以上となるもの

十　出資証券所有法人等又は当該出資証券所有法人等を被支配会社等とする外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の役員の選任に係る外国議決権の行使であつて、当該選任により、当該行使をしたもの及び当該行使をしたものを法第二十六条第二項第十号に規定する行使をしたものとした場合に第二十二項各号に掲げる者に該当することとなる者が新たに当該選任に係る法人その他の団体の役員又は役員で代表する権限を有するものの過半数を占めることとなるもの

十一　外国議決権行使等権限の取得であつて、当該取得をしたもの（以下この号において「間接行使等権限取得者」という。）が直接に保有する次のいずれかに該当する直接保有法人等又は出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権（自己が保有する外国議決権及び自己が保有する外国議決権行使等権限に係る外国議決権のうち、これらの外国議決権に係る外国議決権行使等権限が自己以外のものに委任され、かつ、当該委任により自己が当該外国議決権を行使できない場合における外国議決権以外の外国議決権をいう。以下同じ。）の数と、当該間接行使等権限取得者を第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものに該当することとなる非居住者等が直接に保有する当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権の数とを合計した外国議決権の数（その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数）の当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の外国議決権の総数に占める割合が、新たに百分の五十以上となるもの（当該間接行使等権限取得者が当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の事業活動を支配する目的を有する場合におけるものに限る。）

イ　非上場会社の株式又は持分を所有している直接保有法人等

ロ　当該間接行使等権限取得者及び当該間接行使等権限取得者を第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号において「間接行使等権限取得者の密接関係者」という。）が所有する上場会社等の実質所有等株式の数並びに当該上場会社等の所有等株式を所有している直接保有法人等及び当該直接保有法人等を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（当該間接行使等権限取得者又は当該間接行使等権限取得者の密接関係者に該当するものを除く。ハにおいて「直接保有法人等の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の一以上となる場合における当該直接保有法人等

ハ　当該間接行使等権限取得者及び当該間接行使等権限取得者に係る間接行使等権限取得者の密接関係者が保有する上場会社等の実質保有等議決権の数並びに当該上場会社等の保有等議決権を保有している直接保有法人等及び当該直接保有法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一以上となる場合における当該直接保有法人等